

診療明細書の発行について

※ 診療明細書とは

医療費の内容を診療報酬の項目ごとに記載した明細書です。
厚生労働省の規定により、発行が義務となりました。

【発行場所】【再発行場所】 ※診療日から1年以内に限りです。

【問合せ窓口】

会計・受付窓口までお問い合わせ下さい

尚、明細書には薬剤や検査等の内容を含みます。その点ご理解頂き、代理の方が会計を行う際のその代理に方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し付け下さい。



国家公務員共済組合連合会
虎の門病院
TORANOMON HOSPITAL